

## 第127回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成30年10月25日（木）9:00～11:45

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3 出席者

【委 員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、西郷 浩、  
嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、中村 洋一、永瀬 伸子、野呂 順一

【臨時委員】

山澤 成康

【幹事等】

内閣府大臣官房総括審議官、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、  
財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長、  
厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計  
部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局  
合理的根拠政策立案推進本部長、原子力規制委員会原子力規制庁政策立案参事官

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究次長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、内閣府經  
済社会総合研究所国民経済計算部長、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調査統計  
局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

大西大臣総務政務官

若生総務審議官、横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、阿南次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、北原統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諒問第120号「統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）の一部改正につ  
いて」
- (2) 部会の審議状況について
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 諒問第120号「統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）の一部改正につ  
いて」

事務局（政策統括官室及び統計委員会担当室）から、資料1-1、1-2及び1-3に基づき、説明が行われ、審議は統計制度部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・例えば、調査票情報を提供する対象が外国の研究機関の場合、情報管理が非常に難しくなるので、具体的に想定したほうがよい。センサスや企業の秘密情報が含まれたものが提供されたときに秘密保護措置をとるが、それがきちんと守れるかどうかをチェックしながら議論しなくてはいけない。
- 現在のところ、外国の研究機関については適正管理措置が担保出来ない恐れがあるので、対象とは考えていない。明記するかどうかは御議論いただきたい。  
その他の秘密保護措置についても御議論いただきたい。
- 運用だけでなく、明文化しないと外国から何か言われたときに対応できなくなるのではないか。
- その点も含めて御議論いただきたい。
- 世界的な動きとの整合性に留意が必要だが、明記したほうがよいのではないか。  
統計は国の情報資産なので、国民がいかに有効に利用できるかという観点から、情報流出の可能性を排除するような制度を作らなくてはならない。
- この総務省令の改正に関する諮問は、統計委員会の機能強化の1つである政省令の制定又は改廃の立案の際の委員会に対する意見聴取の初めてのケースとなるので、利用促進と情報保護の両面からしっかりと審議してほしい。利用促進のために使いやすい制度とする必要があるが、使いやすさと漏洩しやすさは裏腹の関係なので慎重な審議が必要だ。併せて、情報の成果の取扱いについても審議をお願いしたい。

## (2) 部会の審議状況について

### 《産業統計部会》

河井産業統計部会長から資料2に基づき、農業経営統計調査の変更に係る部会の審議状況について報告された。

主な発言は以下のとおり

- ・諮問時の本委員会において、本調査は、作業日誌や現金出納帳を日々記入する方式から年間分をまとめて記入する方式へ変更する計画であり、報告者の記入負担や結果精度への影響の観点から、慎重な審議をお願いしたところ。  
日々十分な記録を残していない報告者に対しては、整理補助表を配布するとともに、丁寧な記入支援を行う等の対応を講じることから、結果精度への影響は大きくないと考える。しかし、整理補助表の配布・利用に当たっては、調査票と同様に、記入の義務が生じるものであるかのような疑念が生じないよう

留意することが必要である。

#### 《人口・社会統計部会（全国消費実態調査及び家計調査）》

白波瀬人口・社会統計部会長から資料3に基づき、全国消費実態調査及び家計調査の変更に係る部会の審議状況について報告された。

主な発言は以下のとおり

- ・本調査は、これまでの調査計画を抜本的に見直すものであり、多岐にわたる変更やその効果・影響が相互に関連するものとなっている。  
このため、部会においては、調査票の構成や調査事項について個々に適否の判断を積み重ねるのではなく、変更の背景事情や実査の現状等に関する共通認識を得つつ、丁寧に一通りの審議を進めた上で、精度向上と報告者・実査機関の負担軽減の両立という、相反する課題の解決に向け、総合的な判断を行うという白波瀬部会長の審議方針であり、これを全面的に支持する。
- ・様々な統計調査において把握されている介護に関する調査事項について、どのように役割分担して把握すべきかについては、本統計委員会で検討すべき重要な課題と認識。直ちに検討の具体策は思い浮ばないが、今後のミッションの一つとしてテークノートしておきたい。

#### 《人口・社会統計部会（国民生活基礎調査）》

白波瀬人口・社会統計部会長から資料4に基づき、国民生活基礎調査の変更に係る部会の審議状況について報告された。

主な発言は以下のとおり

- ・調査データの集計というと、これまで古典的な既存の方法論に基づき集計し、拡大推計して母集団はこういう姿になっているという結果を出し、無回答は発生しないという立場に立ち、モデルを特に使わずに集計が行われてきた。しかし、例えば、無回答の補正や非標本誤差の修正となると、どうしてもモデルを使わざるを得ない。このモデルの選択について、どこが責任を取るのかについては、委員会でもこれまで議論されておらず、明確な基準が存在しない。

こうした中、実施省としても、本調査の非標本誤差の処理にどのモデルを使うべきか迷いがあるのではないか。もちろん、何もしないというのも一種のモデル選択となるため、それが良いというわけではないが、一方で、モデル選択の責任を実施省のみに追わせることが本当に正しい姿なのかについて、以前から疑問に思っている。むしろ、統計委員会において、「こういう考え方でモデル選択すべき」という一種の基準を打ち出した方が、実施省としても最終的な結論にたどり着きやすいのではないか。

・部会は、最終的な答申案を委員会に上げるに当たっての説明材料を練り上げていく場と理解している。このため、「どのモデルが望ましいか」といった研究会レベルの議論をするわけではないし、それを部会に求められても対応出来ない。また、部会として、実施省に対して全ての推計方法を網羅的に検証することを要求しているわけでもない。

今回、部会が問題としたのは、実施省の説明が不十分であった点にある。実施省からは、これまでと全く同じ推計方法によって新しいデータを使って得た結論だけをもって、現状の手法が正しいとの説明があった。過去、実施省において、どのような議論・研究が行われてきたのかについての説明と積極的な手法の検討もなく、何がどこまで検討されたかが分からない状況であったことから、これでは部会として適否を判断できないとしたものである。

もちろん、説明責任を実施省だけに負わせるというのは難しいとも思う。ただ、現行の推計方法についての説明責任は一義的には実施省にあり、また、それを変更すべきか考える責任も有している。

・国民生活基礎調査に対してだけの意見ではない。例えば国勢調査など、最近は「世帯補訂システム」が動いているが、それも一種のモデルである。nearest neighbor interpolation（近似性検索装置）に近い形で、「世帯というものは基礎的な条件が揃えば似たような世帯となる」というような条件を用いてインピテーション（imputation=欠損値対処）が行われている。そのようにモデルが徐々に使われるようになっており、その「モデル」の仕様について、どのような統計であっても共有できるある程度の合意を作った方がいいのではないかという意見である。

・インピテーションをどうするかは大きな課題と考える。これは、本調査だけではなく、色々なところに関係してくる問題と認識している。その議論のためには、「今のやり方でどういうことが問題になっているのか」が分からなくてはならない。実施省からそうした情報が出てこずに、今のやり方で良いとしてしまうような結論に至ってしまうのは、説明の仕方に問題があるというのが部会での議論であり、その方向性については同意する。

実施省が、前回答申の課題を踏まえて検証を行ったというのは事実だが、その検証結果の原因分析や、更なる改善に向けた方策の検討についての踏み込みが足らず、十分でないということである。これは実査省に対して全てを押しつけるというものではない。

国勢調査と国民生活基礎調査の間にかい離が生じていることが再確認できたのであれば、そのかい離の縮小に向けた積極的な対応が、前回答申への課題に対応することになるものと考えられる。前回と同様のかい離が再確認でき、やむを得ないと結論付けるのでは不十分である。かい離の原因をもう少し掘り下げて検討する必要があり、そのためには、十分な情報を提供し、部会で審議できる形にすることが重要である。

推計方法についてどうしたらいいか、インピテーションが必要であるならばすべきであるし、すべきではないという結論であれば、なぜそうなのかの説明が無いと、透明性が確保できない。部会の審議の進め方については、こうした問題意識に合致したものであり、今、提起された問題とも合致する。現在の形で十分に審議されたい。

統計改革の理念とは、委員会としての最善の策は何なのかを考えながら、実査の難しさを考慮して必要な措置をとることであり、実施省に全てを押しつけ、責任を負わせるものではない。国民生活基礎調査だけではなく、他の統計にも同じ問題が生じるので、それに対処しなければならないということと考える。実施省は、部会での意見を真摯に受け止め、統計改革の理念に沿った形で、調査の更なる改善に向けて前向きな対応を提示していただくよう、強く期待する。

#### 《国民経済計算体系的整備部会》

中村国民経済計算体系的整備部会長代理から資料5に基づき、部会の審議状況について報告された。

主な発言は以下のとおり

(生産面及び分配面の四半期別GDP速報等の検討状況について)

- ・年度内にも公表開始あるいは結論が出るとのことでの、それを見据えて作業を着実に進めてほしい。エコノミストなどの関心も高い事案であり、事前の情報提供も含めて、前広かつ丁寧な対応をお願いしたい。

(「毎月労働統計」における変更を受けた雇用者報酬推計等の対応について)

- ・内閣府が、厚生労働省からのデータ提供を受けて短期間に踏み込んだ見直しにまでこぎ着けたことは、高く評価したい。その上で、サンプル入れ替えの調整方法については、1年程度のデータ蓄積を待っての再検証という課題が出されており、これは雇用者報酬の水準そのものに影響する議論なので、しっかりと審議をお願いしたい。今回の見直しに伴い雇用者報酬の伸び率も改定される。実態を正確に捉えるための改定だが、雇用者報酬は非常に注目を集めているデータであり、今回の改定はかなり技術的な見直しであるため、一般の利用者に正しいメッセージが伝わるように、分かりやすく的確な説明を尽くしてほしい。

(QEの推計精度の確保・向上に関する工程表への対応について)

- ・QEの包括的見直しでは、内閣府が短期間で精力的に検討し、家計消費における共通推計項目の拡充をはじめ、QE精度向上に関して相当の成果が出ている点は、とりわけ高く評価したい。今後も、民間企業設備の見直しの検討を含め、

さらなる検討をお願いしたい。

(統合比率に関する基礎データの情報提供について)

・データ提供の要望については、現在の内閣府の回答では、景気判断を行うユーザーのニーズに合った統合比率を計算できるようなデータは提供されず、要望に対して「ゼロ回答」だ。内閣府には、3月の国民経済計算体系的整備部会における合意の趣旨を酌んでデータを提供いただくようにお願いしたい。

→部会長取りまとめを全面的に支持する。統合比率を推計するための基礎データは、今後オープンな議論をするために不可欠なデータで、QE推計の改善にもつながるものなので、提供をお願いしたい。

→3月の国民経済計算体系的整備部会における部会長取りまとめで具体的に要望されたデータは提供済みだが、今回の新規の要望については当時予見することはできなかった。QE推計に使用しているデータの中には、民間機関等から用途を限定して提供を受けたものもあり、他の目的のための提供は困難。統計の公表前に、その作成過程で使用するデータを提供することも困難。このため、関根委員からの新規要望は一部を除き対応が難しい。このようなことを部会では申しあげた。他方、部会長からの要望もあり、既存データでの対応など代替的な情報提供を工夫することとしており、次回QEタスクフォース会合に向けて努力したい。

→統合比率や関連データの提供に関しては、本年3月の国民経済計算体系的整備部会における取りまとめの範囲内と確認されたが、委員会としても了承したものだ。したがって、今回のデータ提供要望は委員会として行っているものとなるし、内閣府はその内容を了解していたものと理解している。

今回のデータ提供要望は、新たな要望ではない。繰り返しになるが、3月の合意に基づいて、内閣府は、現行の会計的整合性を保つ推計をQEとすると同時に、景気指標に関心のあるユーザーが精度の高い景気指標を作れるよう、可能な限りデータを提供する責務を負っており、出来る限り満額の回答をすることが求められている。

統計の司令塔である統計委員会の決定に沿って、統計作成府省が一丸となって統計改革に取り組み、決定が履行されていくという姿が、改正された統計法の下での公的統計のガバナンス、統計改革のあるべき姿だ。統計委員会は、司令塔として統計改革全体に対して責任を負っている。統計委員会の要望に対するリスペクトは、当然ながら守っていただきたい。もし反対があるならば、機関として意見を出してほしい。統計改革の実効性に万一でも疑念を生じないように、内閣府は自らの責務をきちんと果たすよう、改めて、強く要望する。不十分な対応の結果、3月合意に疑念が生じ、統合比率をめぐるこれまでの議論をやり直す、といった不毛な事態を招かないよう、次回のQEタスクフォース会合において、委員の理解がしっかり得られる回答案、すなわち、データ提供

の範囲とその期限を明示した具体的な回答案を準備してほしい。いたずらに時間をかけることなく、次回の委員会においてタスクフォースから最終的な結論が出るように、お願ひしたい。

(国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討について)

- ・「国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討」は、内閣府を含む、関係府省の全てにかかる点だ。資料を見る限り、まだ定性的な論点整理にとどまっているようだが、第1次年次推計から第2次年次推計への改定幅の縮小に向けた取組みをしっかりと進めるには、より定量的分析を進め、既存統計の活用と内閣府による推計方法の工夫で対応する品目と、基礎統計作成府省による統計調査の拡充によって対応する品目を、できるだけ早く仕分けし、各々具体的な対応策を詰めていく必要がある。そのためには、内閣府、総務省、経済産業省はもとより、その他の関係府省も加わった、しっかりととした体制で検討を進める必要があり、各府省が、自府省の利害に捕らわれることなく政府全体としてどのような統計が望ましいかという視点に立って、それぞれ自らの課題として主体的に取組んでほしい。

(SUT・産業連関表の基本構成の大枠の決定に係る検討について)

- ・基準年SUTに関してはどの程度イメージが固まってきたか。例えば、生産物・産業の部門数について、具体的な大きさに関する議論はあったのか。  
→まだ固まつたものではないが、例えば、生産物×産業の部門分類に関しては、『公表レベルの部門数を現行の産業連関表に比べて削減するとの関係府省の意見を踏まえ、加えて総務省及び内閣府が実施した分析結果も考慮すると、それぞれ200部門程度とすることが適切ではないか』といった意見が内閣府から出されている。
- SUT体系の移行に際しては、計数を報告する企業サイドの報告者負担を適切な範囲にとどめ、幅広い協力を得るために努めることも、統計精度向上の観点からは重要なポイントかと思う。その点について、野呂委員から、御意見をいただきたい。
- 産業分類の精緻化、詳細化には強い関心がある。例えば、投入調査は、経団連でも負担の重い調査のひとつだ。一部からは「各事業所が回答できるような内容ではない」「回答者の現状が、調査設計に反映されていない」という声もある。とりわけ、各企業が内部管理会計や原価計算に使っていない区分、項目については回答が困難であり、実際に回答率も高くない。こうした回答負担や回答可能性を考慮しないと、却って統計の精度が低下するのではないか。統計改革推進会議での最終取りまとめでも、官民負担の2割削減という目標があるが、その達成にも影響があるのではないか。こうしたSUTの部門をどこまで精緻

化、詳細化するかについては、こうした回答者の負担や回答可能性を考慮した企業実態に即したものにしていただきたい。

→国民経済計算、産業連関表の両にらみとなるので様々な考え方があるが、部門数の設定は必要となる基礎統計のきめ細かさを左右する。御指摘のとおり、企業負担など実査上の制約や、過度に細かいデータの報告を求めるにデータの精度が却って低下するリスクもあることにも十二分な配慮が必要だ。統計改革は、国民経済計算の精度改善を、報告者負担の軽減を図りつつ達成するというマンデートを全ての統計作成当局に付与しており、こうした総合的な観点からの精度改善が要請されていることを忘れることなく、しっかりと議論を整理してほしい。

### (3) その他

①「各府省（統計関係）における平成30年7月豪雨等への対応状況」について事務局（政策統括官室）から、資料6に基づき、説明が行われた。

主な質疑は以下のとおり

- ・住宅・土地統計調査以外の統計調査は、特に対応は行っていないということか。例えば、農林水産省の作物統計調査等でも対応が必要なケースがあるのでないか。
- 資料の表は、あくまで限られた時間の中で現状を取りまとめたもの。今後これ以外の調査でも必要に応じて変更せざるを得ない事態もある。御要望があれば、一定の期間経過後報告させていただく。
- ・全てを網羅的に行ったものでは無い。（確認する人員の）体制的な問題もあるので、気づいた点があれば、審査官室まで指摘いただき、適切な対応をするということにしたい。
- ・北海道胆振東部地震が9月6日に発生してから2か月近くとなる。この地震や台風、豪雨災害等により被災され、また、現在も避難生活を余儀なくされている方々に心からお見舞い申し上げるとともに、お亡くなりになった方々に、改めて哀悼の意を表する。

統計委員会としては、今後とも被災地を含む我が国のおかれた状況をでき得る限り的確に把握し、適切な政策を実施できるよう、調査の実施において、被災された地方公共団体の皆様と十分に連携・調整し、今回のような現実を踏まえた対応をする必要がある。

また、今回のように、調査対象、調査方法、調査時期等に特別の取扱いを行う場合には、その内容や当該地域のデータの集計上の取扱い等を、結果の公表に併せて分かりやすく情報提供することや、公表期日を変更する場合は、事前にその旨を公表することが重要。各府省統計幹事の皆様には、このような点にも留意し、適切に対応いただきたい。

## ②「障害者統計に関する国際的な動向」について

4月の統計委員会において、西村委員長が事務局に対し、障害者統計に関して、国際的な動向や諸外国の取組状況の把握について要請したことを受け、事務局（統計委員会担当室）から資料7に基づき、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・障害者統計は重要だが、大きな「健康」という枠組みにおいて「障害」について概念で調査されている場合と、「障害」の定義を特定して調査している場合とがあり、問い合わせ方も違うので、引き続き情報提供をお願いしたい。
- ・国民生活基礎調査でも「健康上の問題で日常生活に何か影響があるか」ということで問い合わせがあるが、これと比較してどうなのかという報告か。
- 議連からの提言に基づいて、内閣府を始めとする関係の省で、まずはニーズを固める。来年度以降に調査研究を行い、その上で関連する調査で導入可能性を検討して行こうと、段階的な検討をするもので、その中の例示として国民生活基礎調査が上がっているものである。国民生活基礎調査だけをターゲットにしたものではない。
- 調査結果をどのような目的で利用するのか、EBPMや国際比較可能性という観点からの検討も必要と思う。統計委員会としても、この検討状況を注視していきたい。関係府省の方は、検討状況等について情報提供をお願いしたい。

## ③「国が実施する統計調査に関する提案募集」について

事務局（統計委員会担当室）から資料8-1, 8-2に基づき、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・半年で13件という件数について、もう一段周知する工夫があれば増えるのではないか。一般的には、実際に統計調査に協力している時にこそ、報告者の負担感を感じるケースが多いことから、実際の調査票の後ろや、オンライン調査のクエスチョンnaireの後に提案募集のURLを入れたり、アナウンスをしたりする方法が考えられる。
- ・各府省の対応方策については、比較的丁寧に回答していただいているが、特に「対応できない」場合の回答には、できない理由よりも、付加的・代替的なプラスアルファの情報がある方が、提案者に納得感や好感を得てもらえるのではないか。
- ・事務局としても、各団体を訪問して提案募集の制度の説明を行い、意見があれば出してほしいなどの努力をしたが、13件という件数になってしまった。こ

の件数に満足せず、更に多くの意見を募集するため、野呂委員ご指摘の方法など様々な方法を検討し、努力してまいりたい。

次回の統計委員会は、11月22日（木）午前に開催する予定であり、具体的な場所も含め詳細については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>